○市原市防犯カメラ補助金交付要綱

平成２７年３月２６日
告示第１３６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の街頭犯罪等の未然防止を図るため、市が別に定める市原市防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、自主防犯活動団体等が防犯カメラを設置し、維持管理する防犯カメラ事業に係る経費の一部を、予算の範囲内で補助することに関し、市原市補助金等交付規則（昭和３８年市原市規則第３９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として不特定多数の者が利用する場所に常設する画像撮影装置で、画像記録装置その他関連機器で構成されるものであって、次に掲げるすべてを満たすものをいう。

ア　撮影された映像のうち、道路及び公園など、不特定多数の者が利用する公共空間の映像面積が２分の１以上であるもの。

イ　市が設置している防犯カメラの撮影範囲と重複しない範囲を撮影しているもの

ウ　市原警察署との協議を経て、設置場所を選定しているもの。

エ　ガイドラインに適合する防犯カメラの設置及び管理運用基準を作成しているもの。

オ　設置箇所の町会の総意で設置するもの。

カ　撮影対象区域の住民の同意を得ているもの。

キ　防犯撮影を示す表示及び設置者の名称を記したプレートを設置すること。

ク　設置箇所の所有者等から占用許可等を受けているもの。

(2)　自主防犯活動団体とは、地域社会の防犯力を高めるため、犯罪の発生防止に向けた自主的な活動に取り組んでいる団体をいう。

(3)　自主防犯活動団体等とは、自主防犯活動団体及び町会その他これらに準ずる団体で市長が認めるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、防犯カメラの設置及び維持管理に要する経費に関し、他の機関等から補助金の交付を受けていない、かつ、受ける予定がない自主防犯活動団体等とする。

２　前項の規定にかかわらず、自主防犯活動団体等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合は、補助金の交付を受けることはできない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる

ものとする。

(1)　新たに購入又は賃借による設置のうち次に掲げる費用（以下「設置費用」という。）

ア　防犯カメラの購入費、賃借料及び設置工事費

イ　防犯カメラの設置等を示すプレートの設置費

(2)　買換え又は契約更新後の賃借による設置のうち防犯カメラの購入費、賃借料及び設置工事費（以下「買換え費用」という。）

(3)　市の補助を受けて又は自主防犯活動団体等が自主的に設置又は取得した防犯カメラに係る維持管理（設置初年度を除く。）のうち次に掲げる費用

ア　防犯カメラ設置後の画像撮影装置及び画像記録装置に係る簡易な修繕費

イ　防犯カメラの保守点検費

ウ　防犯カメラに要する電気料（防犯カメラ単独の請求書又は領収証がある場合に限る。）

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、防犯カメラ１台につき別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする自主防犯活動団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、６月末日までに市原市防犯カメラ補助金交付申請書（別記第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の交付の申請において、市原市防犯カメラ補助金交付申請書に次に掲げるものを添付するものとする。

(1)　市原市防犯カメラ事業（設置・買換え）説明書（別記第２号様式）又は市原市防犯カメラ事業（維持管理）説明書（別記第３号様式）

(2)　防犯カメラの設置及び管理運用基準

(3)　設置又は買換えが町会の総意であることを証する総会等の会議録の写し等（設置費用及び買換え費用に限る。）

(4)　撮影対象区域の住民の同意書の写し及び住居配置図及び現況写真

(5)　撮影範囲の分かる写真

(6)　防犯カメラ及び表示プレートの設置位置図

(7)　設置箇所の所有者等からの占用許可書等の写し

(8)　見積明細書の写し（設置費用、買換え費用及び修繕費・保守点検費（第４条第３号ア及びイに掲げる費用をいう。以下同じ。）に限る。）

(9)　補助金の交付を受けようとする年度の請求書又は領収証の写し（電気料（第４条第３号ウに掲げる費用をいう。以下同じ。）に限る。）

(10)　他の機関等からの補助金の交付を受けていない、かつ、受ける予定がないことを誓約する書類

(11)　設置年月の分かる書類（買換え費用に限る。）

(12)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　市長は、前条第１項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、市原市防犯カメラ補助金交付決定通知書（別記第４号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第８条　前条の規定により、補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業の変更（中止）をしようとするときは、あらかじめ市原市防犯カメラ補助金内容変更承認申請書（別記第５号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は前項に規定する申請があったときは、その変更内容等を審査し、適当であると認めたときは、市原市防犯カメラ補助金内容変更承認決定書（別記第６号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、設置費用及び買換え費用に係る事業が完了したときは市原市防犯カメラ事業（設置・買換え）実績報告書（別記第７号様式）に、修繕費・保守点検費に係る事業が完了したときは市原市防犯カメラ事業（維持管理）実績報告書（別記第８号様式）により、当該補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は第７条の規定による決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

２　前項の報告において、市原市防犯カメラ事業（設置・買換え）実績報告書又は市原市防犯カメラ事業（維持管理）実績報告書に次に掲げるものを添付するものとする。

(1)　請求書又は領収書の写し

(2)　施工前後の写真（設置費用及び買換え費用に限る。）

(3)　修繕内容の分かる写真又は保守点検報告書の写し（修繕費・保守点検費に限る。）

(4)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の書類審査及び必要により現地調査を行った上で、補助金の額を確定し、市原市防犯カメラ補助金交付確定通知書（別記第９号様式）により補助事業者に通知しなければならない。ただし、電気料については、市原市防犯カメラ補助金交付決定通知書が市原市防犯カメラ補助金交付確定通知書を兼ねるものとする。

（補助金の請求）

第１１条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、市原市防犯カメラ補助金交付請求書（別記第１０号様式）により、市長に補助金の請求をするものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

【削除】

【別記１　参照】

別表（第５条）

【別記２　参照】

【削除】

【削除】

第１号様式（第６条第１項）

第２号様式（第６条第２項第１号）

第３号様式（第６条第２項第１号）

第４号様式（第７条）

第５号様式（第８条第１項）

第６号様式（第８条第２項）

第７号様式（第９条第１項）

第８号様式（第９条第１項）

第９号様式（第１０条）

第１０号様式（第１１条）